

大鰐町マスコットキャラクター「もやっぴー」の使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大鰐町マスコットキャラクター「もやっぴー」のイラスト(以下「もやっぴー」という。)の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(もやっぴーに関する権利)

第2条 もやっぴーに関する著作権は、大鰐町に属する。

(使用の申請)

第3条 もやっぴーを使用しようとする者は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、事前にもやっぴー使用承認申請書(様式第1号)に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 企画書(事業内容のわかるもの)
- (2) 使用方法がわかるもの
- (3) その他町長が必要と認める書類

(申請書の省略)

第4条 町長は、前条の規定にかかわらず、次の各号に該当するときは、申請の全部を省略することができる。

- (1) 個人が非営利目的で大鰐町のPR等に使用するとき。
- (2) その他町長が申請を必要としないと認めたとき。

(使用の承認等)

第5条 町長は、第3条の使用の申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、もやっぴー使用承認書(様式第2号)を交付するものとする。ただし、次の各号に該当するときは、使用を承認しないこととし、もやっぴー使用不承認書(様式第3号)を交付するものとする。

- (1) 町の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (2) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (3) 特定の政治、宗教、思想等の活動に使用しようとするとき。
- (4) その他町長が適当ではないと認めたとき。

(使用)

第6条 もやっぴーは、町長が別に定める「大鰐町ゆるキャラもやっぴーデザイン使用マニュアル」に従い適正に使用するものとする。

(使用承認の変更等)

第7条 もやっぴーの使用に関して承認を受けた事項を変更するとき又は必要としなくなったときは、速やかに町長に届け出なければならない。

(使用承認の取消し等)

第8条 町長は、もやっぴーの使用の承認を得た者が次のいずれかに該当したときは、当該承認を取消することができる。

(1) 使用承認申請の内容に虚偽があることが判明したとき。

(2) もやっぴーに関する著作権等を侵害したとき。

(3) 使用者がこの要綱に定める事項に違反したとき。

(4) その他町長が承認を取消することが適当であると認めたとき。

2 前項の規定により使用の承認が取消されたときは、使用の承認を得た者は、この取消しによって生じた一切の損失を町に請求することができない。

(無承認の使用)

第9条 町長は、もやっぴーの無承認使用についてその使用の中止を求めることができる。

(使用料)

第10条 使用料は、無料とする。

(責任の制限)

第11条 使用により、申請者が被った被害、又は申請者が第三者に与えた損害に対し、町は一切その責めを負わない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月10日から施行する。